第5号様式(監守保存処分調書)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 監守保存処分調書 | | | | | | | | | | | | | |
| 年　　月　　日  小野町長　氏名㊞  滞納に係る徴収金を徴収するため、下記のとおり財産の監守保存処分にします。なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。  　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。  (1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。  (2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。  (3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 | | | | | | | | | | | | | |
| 滞納者 | 住(居)所 | | | |  | | | | | | | | |
| 氏名 | | | |  | | | | | | | | |
| 滞納金額 | 年度 | | 税目 | 期別 | | 納期限 | 税額 | 督促手数料 | 延滞金額 | | 滞納処分費 | | 備考 |
|  | |  |  | | ・　・ | 円 | 円 | 法律による金額 | 円 | 法律による金額 | 円 |  |
|  | |  |  | | ・　・ |  |  |  | |  | |  |
|  | |  |  | | ・　・ |  |  |  | |  | |  |
| 産の表示  処分、財  監守保存 |  | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | |
| 上記の監守保存処分に立ち合い、監守保存処分調書謄本を受領しました。  　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　立会人(滞納者との関係)　　　　　㊞ | | | | | | | | | | | | | |
| 監守保存処分調書謄本を受領しました。なお、上記監守保存処分財産は通知あるまで無償で保管します。  　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ | | | | | | | | | | | | | |
| 上記監守保存処分財産の保管を命じます。  　　　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　小野町長　氏名㊞ | | | | | | | | | | | | | |
| 摘要 | |  | | | | | | | | | | | |

備考　「滞納処分費」欄に掲げた金額はこの文書作成の日までのものです。

記載要領

この調書は国税徴収法第70条第3項の規定に基き船舶又は航空機又は同法第71条第2項の規定に基づき自動車又は建設機械の監守保存処分をする場合に作成する。